

議案第 7 4 号

境港市個人情報保護条例及び境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市個人情報保護条例及び境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市個人情報保護条例及び境港市手数料条例の一部を改正する条例

(境港市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第25条中「総務大臣及び番号法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び番号法第19条第8号」に改める。

(境港市手数料条例の一部改正)

第2条 境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第44号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたこと等に伴う所要の整備
 - (1) デジタル庁の設置に伴う、情報提供ネットワークシステムの所管の変更（総務大臣から内閣総理大臣へ）及び条例中で引用している条項を改める。（第1条関係）
 - (2) 個人番号カードの発行主体が、市町村から地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）となり、個人番号カードの再交付の際の手数料の徴収は、機構からの受託業務になることから、再交付手数料の規定を削除する。（第2条関係）
- 2 施行期日
公布の日

議案第 75 号

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例の一部を改正する条例制定
について

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例の一部を改正する条例

魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金条例（平成20年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 境港市まち・ひと・しごと創生推進計画に関する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 基金の処分範囲の拡大（第6条関係）

新たに取り組む「企業版ふるさと納税」制度によって寄附される寄附金についても、これまでの「ふるさと納税」制度と同様に、魚と鬼太郎のまち境港ふるさと基金に積み立て、当該寄附金の活用事業となる「境港市まち・ひと・しごと創生推進計画に関する事業」の財源に充当できるよう基金の処分範囲の拡大を行う。

2 施行期日

公布の日

議案第 76 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」を「及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」に改める。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の4第1項中「及び扶養親族」を「及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」に改める。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第1条の境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）の規定並びに第2条中境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「一部改正条例」という。）附則第5条の4第1項の改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例及び第2条の規定による改正後の一部改正条例（附則第6条の改正規定を除く。）は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 控除対象扶養親族の範囲の見直しに伴う改正（第1条及び第2条中附則第5条の4関係）

非居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人以外の者をいう。）で年齢30歳以上70歳未満の者（障がい者など一定の要件に該当しない者）が、控除対象扶養親族から除かれたことにより、均等割及び所得割の非課税限度額の算定基準となる扶養親族から除く。

2 医療費控除の特例期間の延長（第2条中附則第6条関係）

特定一般用医薬品の購入費用を医療費控除の対象とする特例期間を令和9年度分まで延長する。

3 施行期日

令和4年1月1日

1については、令和6年1月1日

議案第 77 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項中

「

誠道団地	昭和42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	5戸
誠道団地	〃 43	境港市誠道町225番地	〃	8戸
渡団地	〃 43	境港市渡町1922番地1	〃	10戸
渡団地	〃 44	境港市渡町1876番地	〃	10戸
中野団地	〃 44	境港市中野町5450番地	〃	6戸
誠道団地	〃 44	境港市誠道町225番地	〃	4戸
誠道団地	〃 44	境港市誠道町225番地	〃	2戸

」を

「

誠道団地	昭和42	境港市誠道町225番地	準耐平屋	5戸
渡団地	〃 43	境港市渡町1922番地1	〃	10戸
渡団地	〃 44	境港市渡町1876番地	〃	10戸
中野団地	〃 44	境港市中野町5450番地	〃	6戸

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 公営住宅の一部廃止（別表第1関係）

誠道団地（昭和43年度及び昭和44年度）を廃止する。

区 分	名 称	建設年度	戸 数	
			現 行	改正後
公営住宅	誠道団地	昭和43年度	8	0
		昭和44年度	4	0
			2	0

2 施行期日

令和3年11月1日